

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県教育委員会  
教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（平成11年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の作成方法) 第4条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、教育長が別に定めるものを除き、 <u>日本工業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。 。	(行政文書の作成方法) 第4条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、教育長が別に定めるものを除き、 <u>日本産業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。 。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。